

令和 5 事業年度

監事の監査報告書

監事監査報告書

監事は、独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項^{*1}及び第38条第2項^{*2}の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)の2023事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類(案)及びこれらの附属明細書)及び決算報告書等の監査を実施しました。

その監査の方法と結果について、下記のとおり報告します。

2024年6月25日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

監事 三宅 正純

監事 小林 洋子

¹ 監事は、独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

² 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告(次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。)を添付しなければならない。

記

I 監査の結果*³

1. 業務監査の結果

- (1) 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、効果的かつ効率的に事業が運営されているものと認めます。
- (2) 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は、相当であると認めます。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められませんでした。

H3ロケットの再打上成功を短期間で成し遂げたことは、理事長をトップに経営層や関係部署が、技術的な課題を含むあらゆる問題について最適な判断を行い機構の総力を挙げて取り組んだ結果であり、「ヒト、モノ、カネ、情報」といった経営資源を最大限活用するための内部統制システムが適切に機能した成果であると評価します。

- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。

2. 会計監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表及び決算報告書は、新たに導入された宇宙戦略基金への対応等を含め、必要な事項を正しく示していると認めます。

3. 事業報告書についての意見

- (1) 事業報告書は、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン(2018年9月3日設定)」に従い、機構の状況を正しく示していると認めます。

II 監査の方法及びその内容

監事は、「2023年度監事監査計画」に基づき、機構がその業務を、関係法規、業務方法書、中期目標、中期計画、年度計画、内部規程等に基づき適正に運営しているか(通則法第19条)、また、財務諸表等が適正であるか(通則法第38条)について、監事を補佐する監事室とともに、次の通り、監査を行いました。

³ 「独立行政法人の監事の監査報告の記載例について」(総務省行政管理局)に従った書き方とした

1. 監査の進め方

- (1) 監事は、理事長と監事の間での了解^{*4}に基づき、機構の協力を得て、次の監査活動を行いました。
 - 機構の事業運営に関する事項について資料の提出又は説明を求めること。
 - 会計に係わる事項について帳簿、書類等の提出を求め、これを検査すること。
 - 機構の事業運営及び財産の状況等について実地に調査し、説明を求めること。
 - 理事会議その他重要な会議に出席し、意見を述べること。
 - 機構の重要な意思決定に係わる文書等について、回付するように求めること。
- (2) 監事は、理事長、副理事長と、定期的会合をもち、機構の運営方針、課題等を確認するとともに、監査結果について意見交換しました。
- (3) 監事は、マネジメント改革検討委員会の全ての会合にオブザーブ参加し、役職員の意見をモニタリングするとともに、監事監査で得られた情報、意見等を適宜提供しました。内部統制環境の改善については、「内部統制推進規程」等を制定し、新たな仕組みによる運用が開始される所、2024年度の監事監査を通じて、その実効性等を確認することとします。
- (4) 監事は、「監査役監査基準」^{*5}及び「監事監査指針」^{*6}を参考としながら、機構の業務運営のリスク評価に基づき、「2023年度監事監査計画」を策定し、監査対象及び方法を選定して、監査を行いました。
- (5) 監事は、上記(1)から(4)までの監査を行うことによって、機構の業務運営の適正さや財務諸表等の適正さを判断するに必要な情報を得た、と判断しています。

2. マネジメント改革検討委員会の活動結果について

- (1) 全般
 - 経営層が多くの方の職員の声に真摯に向き合い、網羅的に議論を重ねた上で改革への取り組み方針をまとめた報告書は、職員への経営層からの重要なメッセージとしても高く評価しています。
 - 一方で、今後の具体的な対策においては、総論賛成、各論反対とならぬよう、適宜取り組み状況をモニタリングし、必要なリソースを投入する等の経営判断を行うことが肝要であると考えます。
- (2) 人的資本経営
 - 人材を最大の資本として捉え、効果的に活用するための総合的対策をJAXA 内組織横通しで実施するため、「人材組織統括会議」等を設置し、人

⁴ 監事監査要綱(平成 15 年 10 月制定、令和 2 年 3 月 19 日改正)

⁵ 公益社団法人日本監査役協会、平成 27 年 7 月 23 日改定版

⁶ 独立行政法人、特殊法人等監事連絡会 平成 26 年 12 月制定

材戦略と経営戦略を連動させた改革の一步を踏み出していることを高く評価します。

- 今後、各事業の業務内容や必要スキルなどの実態把握をベースに、人的資本の開示項目である、人材育成、エンゲージメント、流動性、ダイバーシティ、健康・安全、労働慣行、コンプライアンスについて、経営上の重要指標としてマネジメントする仕組みが構築されることを期待します。

(3) 内部統制環境改善

- 「内部統制推進規程」の下、その具体的な運用を定める「内部統制実施マニュアル」等を定め、今後、JAXA 全体の当事者意識を高める活動に繋がっていくことを期待しています。特に、第一線たる部、部門等の現場への浸透が最重要課題であり、持続可能な運用の仕組みになるよう、経営による継続的なモニタリングが必要と考えます。

3. 重点監事監査項目

(1) 総括

各部、部門、事業所の業務監査を通じ、経営事業方針の内容が各事業計画に適切に取り込まれ、業務目標として具体的な取り組み方針が整備されていることを確認しました。

(2) 人材リソースの確保／人材育成

経営事業方針 2023 に示された「拡大する期待に応えるための組織・基盤の強化」に関して、人的リソースの確保・育成、業務の効率化に係る監査対象部署の取り組み状況を以下のとおり確認しました。

- 採用のための処遇の改善
 - 昨年度に引き続き、キャリア採用の通年化、拡大化を活用した人材リソースの確保について、各部、部門、事業所とも、プロパー職員が不足している分野への体制強化に積極的に取り組んでいることを確認しました。しかしながら、採用枠が確保されていてもICTや情報セキュリティ等の専門分野の人材確保には苦労している実情も確認しており、今後、採用条件となる処遇の改善等も含めた検討が必要であると考察します。
- 一般管理、共通事業部門の人材不足
 - 今年度は、一般管理部門、共通事業部門の人材リソース不足に起因して、プロジェクト等の事業運営に影響が生じるリスクが高まっていることを実感しました。特に、人事部自体のリソース不足により重要課題を検討する余裕がないことが大きなネックになっていることを認識しました。
 - この状況については、マネジメント改革検討委員会においても真摯な議論がなされ、人事部だけが問題を抱え込むのではなく、各部・部門等で必要となるスキル定義や人材育成計画と、人事部が主導して実施する人材育成プログラム化構想を連動させるため、「人材開発担当者会議」

を設置して、全社的な取り組みとする活動も開始されました。

- 今後、宇宙戦略基金運営が本格化することにより、事業を支える部、部門への負担がさらに大きくなる可能性は高く、計画的な人員配置と継続的な経営によるモニタリングが重要です。

(3) 情報セキュリティ事案

➤ 情報セキュリティインシデントについて

- 2023年に発生したサイバー攻撃による情報漏洩問題については、漏洩した情報による影響評価等を完了し、再発防止に向けた情報システムへの対策案が検討され、今年度より実行される計画となっていることを確認しました。
- 一方で、結果的に大きな影響がなかったものの、情報漏洩に関する一連の対応は各部、部門等にとって大きな負担となったことも事実であり、今後、事業の停止や損害賠償といった最悪ケースを想定した情報セキュリティの在り方について、検討を重ねることが重要であると認識しています。2024年度の監事監査においても、各部、部門等での対応状況を検証する予定です。

(4) 間接出資について

- 文部科学省への申請から認可まで1年近くかかった件については、JAXAとして申請の約半年前から綿密な準備を進めてきたものの、文部科学省にとっても初の間接出資の認可手続きであったこと等の理由から時間を要したものであることを確認しました。
- 経営層を含めた働きかけにより、無事2023年度内の認可が得られ、出資先への影響は回避できたところではありますが、JAXAとしては、今後の同様の手続きが円滑に進むよう、今回の経験を踏まえ、文部科学省に対してガイドライン等に手順を明記する等の働きかけを行い、手続きの短縮化を図ることが重要であると考えます。

(5) 役職員のコンプライアンス意識の徹底

➤ 昨年度発生したコンプライアンス事案のフォローアップ

- 昨年度発生した偽装請負事案、ハラスメント事案については、理事長からの全社的な指示に基づき、業務点検、再発防止の取組みが展開され、各部・部門等において改善に向けた具体的な対策検討が進んでいることを確認しました。
- そうした対策検討の一環として、監事からは、問題が深刻化する前に所属部署が対処することの重要性を指摘し、職場アンケート等により職員の声を改善活動に反映するよう意見し対応いただいたところです。
- 全社的にも、ストレスチェック、モチベーションサーベイに加えて、定期的な職員アンケート等を実施し、職員の声をさまざまな施策実行の経営判断の根拠として活用していただきたいと考えます。

4. 経常監査

- (1) 監事は、理事会議をはじめ、プロジェクト進捗報告会、事業進捗報告会、人材育成委員会、安全審査委員会、環境経営推進会議などの重要会議に出席し、業務の状況や課題が経営層に的確に報告され対処されているか、法令等に基づき問題が無いが、理事長の意思決定が合理的になされているか、を確認しました。

また、監事は、機構が通則法第19条第6項で定める書類を主務大臣に提出しようとするときには、当該書類の調査を行いました(2023年度は、令和5年度決算関係書類の提出など)。

さらに、役職員等から内部統制システムの構築及び運用の状況について定期的に報告を受けるとともに、コンプライアンス事案に係る委員会等に出席し、機構全体のリスクマネジメントのPDCAサイクルが有効に機能しているか、コンプライアンス違反防止体制が必要十分に整備されているか、経営方針が機構組織の末端まで伝達され咀嚼されているか、顕在化したコンプライアンス事案への再発防止等の対策が適切に行われているか、などに留意して監視・検証しました。

- (2) 監事は、機構の業務の状況は事業報告書に正しく示されているか、時宜に応じて情報が公表され、機構の説明責任が果たされているかについて、理事会議その他重要な会議や理事長が行う内部評価に出席し、あるいは、機構の業務運営における監査において、問題が無いことを確認しました。

- (3) 監事は、主要な事業所(筑波宇宙センター、相模原キャンパス、調布航空宇宙センター、鹿児島宇宙センター、角田宇宙センター)について監査を行い、当該事業所における事業が適切に行われているか、事業所としての運営及び管理、地元との連絡調整などに問題は無いかなどを、関係職員との対話、書類閲覧、一部施設設備の実地調査等により確認しました。また、その他の事業所等については、パリ駐在員事務所、沖縄宇宙通信所、臼田宇宙空間観測所、田代試験場の往査を行いました。

さらに、主要な組織(評価・監査部、人事部、チーフエンジニア室、安全・信頼性推進部、セキュリティ・情報化推進部、宇宙科学研究所(SOLAR-C プリプロジェクトチーム)、第二宇宙技術部門(プログラム推進室、第1宇宙機システムプロジェクトチーム)について、事業の実施状況、管理状況などを、関係職員との対話、書類閲覧等により確認しました。

(4) 契約の適正性についての監査

- 監事は、四半期毎に開催される契約監視委員会に委員として出席し、調達等合理化計画の点検を行うとともに、サンプリングによる個別契約の審議を行い、随意契約の適正性及び一者応札比率の改善に向けた取り組みの進捗状況を確認しました。
- 監事は、5億円超の契約伝票(支出契約504件1,704.6億円及び収入契約69件1,001.9億円)の回付を受け、必要な場合は質問をし、問題があれば改善を要請しました。

- 監事は、随意契約、参加者確認公募の適正性などを審査している契約審査委員会(開催42回、案件数3,360件)の報告を受け、必要な場合は質問をし、問題があれば改善を要請しました。

(5) 財務諸表等の監査

- 監事は、財務部と必要に応じミーティングを行い、財務会計システムの運用状況等の確認を行いました。
- 監事は、毎月合計残高試算表等の報告を受け、主な勘定科目の増減理由などについて説明を聴取しました。
- 監事は、2023年度の財務諸表及び決算報告書の提示を受け、宇宙戦略基金設置に基づく会計処置の対応状況などについて説明を聴取し、財務諸表等が必要な事項を正しく表示しているかどうか確認を行いました。その結果、今後の決算業務に関する以下の課題等を認識しました。
- 宇宙戦略基金創設に伴う決算業務量の増加について
 - 勘定追加により財務諸表が3本立てになる等、業務量が大幅に増加していることを確認しました。業務効率化のためのシステム改善検討等も平行して進められていますが、現状でもタイトな決算スケジュールに影響がないよう、適切な人員配置等についてフォローが必要です。
- 補助金繰越額の増加について
 - 決算報告により、年々、補助金の繰越額が増加している傾向を認識しています。H3ロケット開発遅延等の事業進捗上の課題があることは理解できるものの、繰越承認審査が年々厳しくなっていることを踏まえ、財務部の負担軽減も含め、経営企画部と連携した対応が必要であると考えます。
- 更なる業務効率化について
 - 財務部において、証票の完全電子化、財務会計システムの改修、地区財務ルールの統一化等の対策により、決算業務の効率化、品質向上等の改善が図られていることを確認しました。今後、業務量増加が見込まれる決算が円滑に進むよう、継続した業務改善活動が進められるよう期待します。

(6) 会計監査人との連携

- 監事は、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な会計監査を行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けるとともに、監査に立ち会う等、必要に応じて説明を求めました。

- 監事は、会計監査人から、2023年度の会計監査計画の説明を受けるとともに、2023年度の会計監査における留意点について意見交換を行うなど、会計監査人との連携に努めました。
- 監事は、会計監査人から、監査報告書の写しの提出並びに実施した監査及びその結果の報告を受け、監査報告の内容が適切であることを確認しました。特に、情報セキュリティインシデントによる財務諸表への影響評価について、会計監査人からの情報提供要求に財務部、セキュリティ情報化推進部が迅速に対応した結果、財務会計システムへの直接的な影響がなかったことや、将来の損害賠償に至るような情報漏洩がなかったことが報告されました。

(7) 内部監査部門・業績評価部門との連携

- 監事は、評価・監査部と、定期的にミーティングを行い、内部監査やセキュリティ監査の状況及び結果並びに業績評価の状況及び結果を把握しました。

(8) その他

監事は、会計検査院が主催する決算検査報告説明会や独立行政法人・特殊法人等監事連絡会(今年度は第6部会世話人として筑波宇宙センターにて対面会議等を開催)に出席したほか、他の国立研究開発法人の監事と情報交換を積極的に行い、監査の参考としました。また、日本監査役協会が提供するオンラインセミナー、監事情報交換会等に参加し、得られた情報を監事監査に反映しました。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定^{*7}において定められた監査事項についての意見

過去の閣議決定において定められた監査事項については、監事は、上記の監査活動の中で監査を行いました。

その結果、2023年度における、給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、理事長の報酬水準の状況及び保有資産の見直しについての機構の取組みは、妥当であると認めます。

以 上

⁷ ・独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日)
 ・独立行政法人の抜本的な見直しについて(平成21年12月25日)
 ・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日)
 ・独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日)

令和 5 事業年度

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和6年6月20日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

理事長 山川 宏 殿

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 村 彌 角

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 戸 津 禎 介

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5事業年度の全ての勘定に係る勘定別財務諸表（勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに法人単位財務諸表、すなわち、法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の全ての勘定に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の各勘定及び法人単位の令和6年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、国立研究開発法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分）及び事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。国立研究開発法人の長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する国立研究開発法人の長及び監事の責任

国立研究開発法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために国立研究開発法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 国立研究開発法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに国立研究開発法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5事業年度の全ての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び全ての勘定に係る勘定別決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 全ての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 全ての勘定に係る勘定別決算報告書は、国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

国立研究開発法人の長及び監事の責任

国立研究開発法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、国立研究開発法人の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告書の「7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉」に含まれる「(2) 役員等の状況 ②会計監査人の名称及び報酬」に記載されている。

利害関係

国立研究開発法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上